

## 性別適合手術に保険適用

## 3施設で4月から

厚労省決定

厚生労働省は七日、心と体の性が一致しない性別同一性障害（GID）の人への性別適合手術について、手術の安全性を重視し、一定の基準を満たす医療機関に限り、公的医療保険を適用することを決めた。四月から保険適用が始まる。

基準を満たす医療機関は、岡山大学病院（岡山市）など三施設程度となる見通しだ。加藤勝信厚労相の諮問機関である中央社会保険医療協議会（中医協）が答申した。

保険適用となるのは、専

門知識や経験があるGID学会の認定医が常勤または非常勤で一人以上いることや手術実績がある医療機関。日本精神神経学会のガイドラインに沿って、形成外科や泌尿器科、産婦人科が協力して治療すること、入院施設を備えていることなども条件となる。

岡山大病院のほか、札幌医科大学病院（札幌市）と山梨大学病院（山梨県中央市）が基準を満たす。保険適用手術は、男性の精巣や陰茎の摘出、女性の子宮摘出や乳房切除。百万〜四百

万円の費用のうち、自己負担は最大三割で済むようになる。

GID学会理事長の中塚幹也・岡山大教授は「安全性を担保し患者が安心してき

る医療を受けられることが重要。今後は専門知識や技術がある医師や医療関係者を育成し、保険適用施設を増やすことが課題だ」としている。

（柚木まり）